

## 柏市違反屋外広告物簡易除却制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき、柏市屋外広告物条例に違反して掲出されている屋外広告物について、簡易除却を実施するボランティア団体の認定及びその団体の構成員に簡易除却を委任して行うことについて必要な事項を定めることにより、市民との協働により違反屋外広告物の除却を推進し、もって良好な景観の形成についての市民意識の啓発を図ることを目的とする。

### (除却対象広告物)

第2条 この要領に基づいて簡易除却を委任する違反広告物は、はり紙、はり札及び立看板とする。

### (活動対象区域)

第3条 この要領に基づいて簡易除却を委任する区域は、道路、水路等公共用地に限るものとする。

### (協力団体の募集)

第4条 市長は、この要領の目的を推進するために、協力団体を募集し、適当であると認められたものを、違反屋外広告物簡易除却協力団体として認定するものとする。

### (認定する団体の要件)

第5条 前条の規定により認定する団体は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有し、又は在勤し、若しくは在学している満18歳以上の者で構成された5名以上の団体であること。
- (2) 違反広告物の簡易除却を市と協働して行い、違反広告物の適正化を推進できる団体であること。
- (3) 定期的に活動できる団体であること。

2 認定を受けようとする団体は、違反屋外広告物簡易除却協力団体認定申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、その団体が認定団体となることが適当であると認めるときは、その団体に対し、違反屋外広告物簡易除却協力団体認定書（別記第2号様式）を交付するものとする。

4 認定団体は、除却した違反広告物のうち、はり紙以外のものについて、次項に基づき定めた方法により、市長に引き渡すものとする。

5 認定団体と市長は、除却した違反広告物の一時保管場所及び回収方法について、協議の上、適切な方法を定めるものとする。

（認定の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取消すことができる。

(1) 認定団体から違反屋外広告物簡易除却協力団体認定辞退届（別記第3号様式）により、認定辞退の申出があったとき。

(2) 前条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 認定団体の活動が、活動計画書の内容と異なるとき。

(4) 本制度の趣旨に反する行為を市長の要請に反して中止しないとき。

（推進員の推薦）

第7条 第4条の規定により認定を受けた違反広告物簡易除却協力団体は、団体の構成員のうちから法第7条第4項に基づく委任を受けるにふさわしい者を、柏市違反屋外広告物簡易除却推進員推薦名簿（別記第4号様式）により、市長に推薦するものとする。

（推進員への委任）

第8条 市長は、前条の規定により提出された柏市違反屋外広告物簡易除却推進員推薦名簿に記載された者のうち、適当と認められる者を、柏市違反屋外広告物簡易除却推進員として委任するものとする。

2 市長は、前項の規定により委任した柏市違反屋外広告物簡易除却推進員に対して、柏市違反屋外広告物簡易除却推進員証明書（別記第5号様式）及び腕章を交付するものとする。

3 推進員の任期は、1年以内とする。ただし、次条に規定する推進員に対する委任の取消しがなされない場合は、継続するものと

する。

( 委任の取消し )

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、推進員に対する委任を取消することができるものとする。

(1) 推進員から、柏市違反屋外広告物簡易除却推進員退任届(別記第 6 号様式)により、退任の申出があったとき。

(2) 次条に規定する事項に反する等、推進員としてふさわしくない行為があったとき。

(3) 所属する協力団体が認定を取消されたとき

(4) この要領に基づく制度の趣旨に反する行為を市長の要請に反して中止しないとき。

( 推進員の遵守事項 )

第 10 条 推進員は、次に掲げる事項を遵守して簡易除却を行うものとする。

(1) 推進員 2 名以上で行うこと。

(2) 日没後は、行わないこと。

(3) 柏市違反屋外広告物簡易除却推進員証明書を携行し、腕章を着用すること。

(4) 道路、水路等公共用地以外の土地、建物等にその所有者の許可なく立ち入らないこと。

(5) 事故その他の問題が生じた場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けること。

(6) 簡易除却対象物であるか判断ができない等疑義が生じた場合は、市長の指示を受けること。

( 活動に対する支援 )

第 11 条 市長は、認定団体に対し、予算の範囲内において、次に掲げるもののうち必要と認めるものを行うものとする。

(1) 用具等の物品の貸与

(2) 推進員への柏市市民活動災害補償保険の適用

(3) その他市長が必要と認めたもの

( 活動報告 )

第 12 条 認定団体の代表者は、違反広告物の除却を行ったときは、速やかに柏市違反屋外広告物簡易除却実施報告書(別記第 7 号様

式)により，市長に報告するものとする。

2 市長は，前項に定めるもののほか，必要に応じて認定団体の活動状況を調査することができるものとする。

3 市長は，必要に応じて認定団体に対して指導及び助言をすることができるものとする。

4 認定団体は，活動中に事故等が発生した場合には，速やかに市長に届け出るものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要領は，平成22年4月20日から施行する。